

## 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの統計によると、ことし1月末時点における国内の心臓移植希望登録者数は798名で、昨年度、心臓の単独移植を受けた患者は84名、移植までの待機期間の平均は3年1カ月である。

本県在住の患者が心臓移植手術を受けるためには、県外の指定医療機関での入院、療養が必要となるが、医療費の自己負担分に加え、患者本人及び家族等の交通費、居住費など本土在住の患者と比較して多額の費用を負担しなければならないのが現状である。

新聞報道によると、心臓移植の患者と家族を支える会「芭蕉の会」は、移植手術を受ける患者が保険給付されるまでの間に立てかえる費用を約500万円から700万円と試算しており、同会及び「全国心臓病の子どもを守る会県支部」は令和2年2月28日、県外で心臓移植を受ける県民の居住費の支援を求める陳情書と2万1,109筆の署名を県へ提出し、予算措置と支援体制の確立を求めている。

心臓血管医療技術の進化と臓器移植法の改正等に伴い、移植手術の成功実績は増加しており、経済的な理由で移植及び療養等を断念することがないように、本土と沖縄の医療格差を是正する公的支援制度の創設と保障の実現が必要である。

よって、本市議会は、臓器提供者から移植希望者に引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるため、下記事項を強く要請する。

### 記

一 心臓移植手術を受ける沖縄県民と付添人の本土での居住費の予算確保と支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

沖縄県宜野湾市議会